

当クリニックにおける診療報酬加算について

当クリニックでは、厚生労働大臣の定める施設基準について以下の届出を行い加算を算定しております

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算 4 について

当院はマイナ保険証の利用や問診票を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に基づき、診療報酬点数を算定いたします

明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる医療費明細書を発行しています

発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお伝えください

院外処方箋の表記について

当院では院外処方箋を「一般名処方」で発行しております

一般名処方とは？

院外処方箋は医薬品を商品名または一般名(有効成分の名称)で記載します

一般名で記載して交付する場合は『一般名処方』といいます

<院外処方箋への記載>

【般】 + 「一般的名称」 + 「剤形」 + 「含量」

<例>

商品名処方 ロキソニン錠 60m g

↓

一般名処方 **【般】** ロキソプロフェンナトリウム

一般名処方では薬を指定する「商品名」ではなく、有効成分の名称を表示する「一般名」で記載するため、先発医薬品でも後発医薬品(ジェネリック医薬品)でも調剤薬局にて患者様ご自身で選ぶことができ、今までと同じ薬を飲み続けることもできるので安心です

ジェネリック医薬品とは？

これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で厚生労働省の厳しい基準をクリアし、製造・販売が認可されたお薬です